

〈論 文〉

日本統治期の台湾の 「国語」普及と教化団体 — 1920年代の台北州鶯歌庄を例として —

玉 置 充 子

要 旨

日本統治期の台湾において「国語」は日本語であり、その普及は日本語教育史の一頁に位置付けられる。1943年まで台湾人に対する義務教育が施行されなかったため、台湾人児童の就学率は一貫して低く、国語普及率も1930年代まで20%台に止まっていた。この状況を打開すべく、地域（街庄）の社会教育施設として「国語講習所」が設置された結果、国語普及率は80%にまで上昇した。

国語講習所が日本統治期の台湾の日本語普及に果たした役割は先行研究で明らかになっているが、これに先立ち1920年代に実施されていた「国語練習会」等の国語普及事業は、資料の制約もあって研究が進んでいない。そこで本稿では、台北州海山郡鶯歌庄の役場で作成された地方行政文書「鶯歌庄文書」を利用し、1920年代の同庄における国語練習会の運営実態等を考察した。

国語練習会は、街庄の上級機関である郡の監督の下、台湾人地方エリート層が主導する教化団体「同風会」が実施した主要事業の一つであった。予定通り実施されないことも多く、実施されても年50時間に満たなかったため、期待されたような効果が上がったとは言えないものの、国語講習所制度につながる地域社会の実践として、日本統治期の台湾の日本語普及に一定の役割を果たしたことが示唆された。

キーワード：台北州海山郡、鶯歌庄、国語講習所、国語練習会、同風会

1. はじめに

日本は明治 28 (1895) 年、日清戦争の賠償として台湾を割譲された。台湾は日本が獲得した初めての海外領土であり、統治開始直後から被統治者である台湾人に対して、「国語」としての日本語の普及が図られた。当時の台湾の「国語教育」は、実質的には異言語母語話者の台湾人⁽¹⁾に対する「日本語教育」として実施され、日本語教育史の一頁に位置付けられる⁽²⁾。日本が統治した半世紀を通して、日本語はある程度台湾社会に普及したものの、最後まで日常言語とはならず、台湾語などの母語と日本語の二重言語状態が続いた。

日本統治時代、台湾人に対する初等公教育は「公学校」において行われたが、統治末期まで義務教育が施行されなかったため就学率は一貫して低く、国語普及率⁽³⁾も 1930 年代まで 20% 台に止まっていた。この状況を打開すべく、1930 年代から地域（街庄）の社会教育施設として「国語講習所」が設置された結果、1940 年代には国語普及率が 80% 近くまで大幅に上昇した⁽⁴⁾。

日本統治時代の台湾の教育に関する研究は、従来公学校をめぐる議論が中心で、国語講習所をはじめとする社会教育に関しては研究が蓄積されていない。その中で、藤森 (2016) は、国語講習所を中心とした社会教育施設を初めて本格的に取り上げ、それらが当時の国語普及に果たした役割や台湾社会に与えた影響について、政策や教科書の分析、インタビュー等に基づき、多方面から検証している。藤森はまた、台湾は日本語という共通言語を社会が経験することにより、社会統合がなされた、と指摘するとともに、「当時の国語普及が台湾民衆に与えた影響を考えることは今日の台湾を考えることにもなる」と述べ、現代につながる課題としての重要性を示した⁽⁵⁾。

藤森（2016）は、国語講習所の展開について、皇民化運動が始まった1936年を境に2段階に分かれると指摘し、前半は1920年代の国語普及運動を継承し、後半は部落振興会を中心に、国語普及運動が一步進んで国語常用運動として積極的に展開されていったとする⁽⁶⁾。地域社会では、国語講習所制度が確立される以前も、1910年代半ばより台湾人地方エリートが中心となって「国語練習会」等の国語普及事業が実施されており、1920年代に入ると、台湾総督府（以下「総督府」）はこれを奨励した。これらの国語普及事業は、藤森（2016）でも概要が紹介されているものの、具体的な運営実態は明らかにされていない⁽⁷⁾。国語普及率の低さが示す通り、1920年代の国語普及事業は期待されたような効果を上げたとは言いがたい。しかし、日本統治期の台湾における日本語普及の全体像を解明するには、国語講習所制度につながる1920年代の国語普及事業の運営の実態と、それがいかに国語講習所に継承されたかを検証することは重要な課題と考えられる。

1920年代の国語普及事業に関する研究が進んでいない原因の一つに、国語講習所に比べてまとまった一次史料が少ないことがある。そこで本稿は、日本統治期の台湾の地方行政文書「鶯歌庄文書⁽⁸⁾」を利用して1920年代における国語普及事業の運営状況を検証し、日本統治下の台湾の地方社会における日本語普及の実態の一端を明らかにすることを目指した。

「鶯歌庄文書」は、日本統治期に台北州海山郡鶯歌庄（現・新北市鶯歌区および樹林区）の役場で作成された行政文書群で、まとまった形で保存された数少ない日本統治期の地方行政文書として史的価値が認められる。同文書の概要は玉置（2016a, 2016b）を参照されたい。

2. 1920年代の台湾の地方社会

(1) 1920年の地方制度改革

1920年代の台湾における国語普及事業の進展の背景には、大正9（1920）

年に実施された地方制度改革がある。日本の台湾統治は、大正4（1915）年に大規模な抗日武装蜂起が終結すると武断から文治に路線変更され、大正8（1919）年に初の文官総督として田健治郎が第8代台湾総督に就任すると、統治政策が「漸進主義」から「内地延長主義」に転換した。これに伴い抜本的な地方制度改革が行われ、大正9年10月「庁制」から「州制」に移行した。

州制では、それまでの12庁が「五州二庁⁹⁾」に再編され、総督府から地方に多くの権限が移された。州の下には郡（または直轄市）、郡の下には規模に応じて街または庄が置かれ、「街庄制」が施行された。街庄制の施行により、街および庄は総督府の下級行政機関と位置付けられ、地方行政は警察系統の管理から脱却し、限定的ながら「地方自治」が始まった。街庄役場には「三役（街庄長、助役、会計役）」の下に書記、技師など職員（吏員）が置かれ、また諮問機関として「街庄協議会」が設置された。多くの街庄では、街庄長および役場の吏員、協議会員はほとんどが台湾人の地方エリート層であった。

（2）台湾人に対する公教育

日本統治期の台湾において、台湾人に対する教育は、公学校をはじめとする公教育と社会教育を通して実施された。まず、公教育について見よう。日本が台湾を領有した翌年の1896年、総統府学務部長の伊沢修二によって総督府国語学校および国語伝習所14カ所が開設された。2年後の1898年には「台湾公学校令（勅令第178号）」が公布され、国語伝習所が公学校に改編され、台湾人児童に対する国語教育が始まった。しかし、公学校の学齢児童の就学率は低迷し、1919年度になってようやく20%を超える程度で、国語普及率も1915年時点でわずか1.63%にとどまっていた¹⁰⁾。

総督府の統治方針が文治に転換し、台湾社会が安定してきた1919年1

月、「第1次台湾教育令」が公布され、6年制の公学校と4年制の高等普通学校から成る普通教育の体系が形成された。同年10月、総督府は「内台共学」に関する内訓を発し、日本人児童を対象とする小学校への台湾人の転入学、在日日本人の公学校への転入学を公式に認めた。さらに、1922年の「第2次台湾教育令」で、中等教育以上でも台湾人と日本人の共学ができるようになった⁽¹¹⁾。しかし、実際には多くの学校で日本人の入学が優先され、台湾人の中等および高等教育に対する需要を満たすことはできなかった。

それでも、法令の整備とともに日本語は台湾社会に徐々に浸透していき、公学校は1915年の284校から1925年には728校（分教場含む）と三倍近くに増えた。また都市部では社会的階層上昇の手段としての日本語という観念が浸透し、1920年代を通して、社会における序列化の尺度として日本語能力の重要性が明確になり、台湾人から義務教育の実施を求める声が高まった⁽¹²⁾。しかし台湾人に対する義務教育がようやく実現したのは、統治末期の1943年のことだった。

(3) 社会教育としての国語普及事業の進展

台湾人に対する公教育が1943年まで義務教育とならなかったことから、公学校の就学率は一貫して低く、1930年代まで国語普及率も全体で20%台に止まっていた。こうした公教育の不足を埋め、国語普及を推進すべく、地域社会では1910年代から台湾人地方エリート層が主導する国語普及運動が始まった。桃園庁で大正3（1914）年6月の「始政20周年記念日」に設立された「国語練習会」は、統一ある計画の下で実施された国語普及事業の嚆矢とされる⁽¹³⁾。後述するように、桃園庁では同年、樹林区長の黄純青の提唱により社会教化団体の「同風会」が設立され、国語普及事業が始まっている。桃園庁に続いて、他庁でも同様の国語普及団体が次々と設立され、社会教育の性質を有した国語普及運動が展開されていっ

た。大正8(1919)年の時点で、国語普及のための社会教育施設は、国語普及会、国語練習会、国語奨励会、国語講習会、国語夜学会、国語研究会などの名称で台湾各地に広がっていた。

大正9(1920)年に街庄制が施行されると、各地域で実施されていた国語普及事業が州や総督府により整備された。国語普及は同風会等の社会教育団体の主要事業であったが、街庄役場の予算が割り当てられ、実質的には街庄の事業として展開されていった。

1920年代の国語普及事業は、公教育から漏れた、あるいは公教育の効果が不十分だった住民を対象とするものだったが、各地で取り組みには差があり、また年間の実施時間が50時間程度と短かったことから、期待されたような成果は上がらなかった。この状況を打開するため、1930年代以降、国語講習所が制度化され各地方で設置された。まず台北州が昭和5(1930)年4月、「国語講習所要項及簡易国語講習所要項」(訓令9号)を公布し、国語講習所は初めて統一性のある公的施設になった。同要項によると、国語講習所は修業期間が1年で、年齢は12歳から25歳を対象とし、定員は60名、教授科目は、国語、体操、唱歌で、講習時間は年100日、1日2~3時間とされた。簡易国語教習所は講習時間が年60日であった⁽¹⁴⁾。

総督府は昭和6(1931)年12月、国語講習所を正式に公立の国語普及施設として確定し、さらに昭和8(1933)年には「国語普及10ヵ年計画」を策定して、国語講習所に国庫補助を行うこととした⁽¹⁵⁾。国語講習所は、全島規模の国語普及計画の基盤であったが、単に国語を教授するだけでなく、国語を常用しない台湾人に対し「公民的教養」を備えさせる目的を持ち、日本の戦時体制が進むなか、皇民化政策の下で台湾人を総力戦に組み込むという役割も担った。

3. 1920年代の鶯歌庄における教化団体「同風会」

以上で見たように、日本統治期の台湾の国語講習所制度は、1910年代に民間で始まった国語普及事業が1920年代に州庁レベルで制度化され、1930年代に総督府が公立の施設として承認したものであった。1920年代の国語普及事業は、地域の教化団体によって運営されていた。以下ではまず、台北州海山郡鶯歌庄における教化団体の設立と活動について見る。

(1) 鶯歌庄の概要

1920年の地方制度改革で、それまで桃園庁に属していた鶯歌石区と樹林区が合併して鶯歌庄が誕生し、台北州海山郡の管轄となった。台北州は3直轄市（台北、基隆、宜蘭）と9郡を管轄し（基隆市は1924年、宜蘭市は1940年から）、鶯歌庄は州西端の海山郡（板橋、中和、鶯歌、三峡、土城の五庄を管轄）の北部に位置していた。昭和初期の統計によると、同庄の人口は20,734人で、そのうち日本人は232人と1%程度に過ぎない⁽¹⁶⁾。日本人の割合は、統治末期まで大きく変わることはなく、同庄は、台湾人が主体の台湾西海岸の典型的な農村地域であったと言える。一方で、庄内には縦貫鉄道の駅が3つあり、鉄道駅を中心とする鶯歌地区と樹林地区は、海山郡における有数の市街地であった⁽¹⁷⁾。

1920年から1945年の25年間で、鶯歌庄には4人の庄長（街に昇格した1940年以降は街長）がいた。初代庄長の黄純青は、樹林地区を代表する名士で、庁制時代には樹林区長を長年務めた。また総督府より紳章および勲六等を授与され、台北州協議会員、台湾総督府評議員会等の要職を歴任した⁽¹⁸⁾。黄は伝統的な漢文教育を受けた文人で、日本語を解さなかった。昭和4（1929）年に第二代庄長に就任した陳阿玉は、鶯歌地区の名望家の次男で、明治45（1912）年に総督府国語学校国語課を卒業し日本語

が堪能だった。陳が退任した昭和8（1933）年以降は、日本人が街庄長を務めた。

（2）教化団体「同風会」の設立

初代庄長の黄純青は、街庄レベルで日本の統治を支えた台湾人地方エリート の典型と言える。黄は早い時期から台湾社会の改革、近代化を志向し、樹林区長であった大正3（1914）年に有志とともに社会教化団体「樹林同風会」を創設した。

樹林同風会は、同年に板垣退助が來台して提唱した「台湾同化会」運動をきっかけに、黄純青の提唱で設立された。1910年代には同様の団体が台湾各地にできたが、樹林同風会は最も早く設立された団体の一つとされる⁽¹⁹⁾。会則によると、その目的は「風教の革新、国語の普及、陋習の矯正、迷信の打破」であった。桃園庁も同風会の普及の必要を認め、大正5（1916）年までに、樹林区が属する三角湧支庁内に各派出所管轄区域を単位とした10の同風会が次々に設立された⁽²⁰⁾。

1920年10月の「台湾街庄制」施行により樹林区と鶯歌石区が合併して鶯歌庄が誕生すると、両区にあった5つの同風会（樹林、山子脚、柑園、鶯歌、大湖）を分会とする「鶯歌庄同風会」が発足した。各分会にはそれぞれ戸主会と主婦会が設置された。戸主会は、その名の通り戸主が会員となっており、会員数を見ると、当時の戸数とほぼ一致する。鶯歌庄同風会の活動内容は、国語練習会、通俗講話会、法令周知、時間励行、勤儉貯金、生活改善などで、そのほか、米種改良など産業振興に関わるものもあった。

庁制期の樹林同風会の活動経費は、区役場からの補助はなく、篤志家の寄付に頼っていたが、街庄制の開始によって庄は独自の予算を持ち、同風会も庄費からの補助金で運営されるようになった⁽²¹⁾。また、会則で会長には庄長、分会長には保甲役員ら地域の有力者が就くことが規定された。

(3) 台北州による改組と青年会・処女会の設置

台北州では大正14(1925)年6月17日、台北州訓令18号および同準則に基づき同風会の組織が改編され、従来の分会を廃して「市街庄内一同風会」とし、その下に戸主会、主婦会、青年会、処女会を置くこととした。このことは、同風会が正式に街庄の下部組織に組み込まれたことを意味する。台北州および各郡には連合同風会が組織され、各街庄の同風会は郡の連合同風会に所属する形となり、同風会は「州下各街庄の附属社会事業」と規定された。州連合同風会の準則に基づき、各街庄同風会の綱領は、「皇室を尊崇し報国の至誠を效すこと」、「国語を練磨し常識の修養に努むること」、「公德を重し共存の誼を厚くすること」、「習俗を匡励し郷風の醇厚を図ること」、「勤労を尚い職業的智能を磨くこと」の5つに定められた。また、台北州連合同風会は州知事、郡連合同風会は郡守、街庄同風会は街庄長が、それぞれ会長を兼ねた⁽²²⁾。

台北州訓令18号は、総督府が初めて、台湾人教化の対象として、学校教育を受けない台湾人に対し、「国民」「公民」として国家社会に貢献する要求を明文化したものであった。同訓令には以下のような文言がある⁽²³⁾。

従来戸主主婦は其の活動見るべきものありと雖も青年子女の教養は等閑に付せられたるの傾きなきにあらず。然れども此等をして其の向かう所を誤らしめず、以て健実なる發達を遂げしむるは現下の趨勢に鑑み喫緊の要務たるべきを信ず。

これからわかるように、同訓令の重点は「青年男女」にあった。「現下の趨勢」は、当時盛んになっていた抗日民族運動を指すと考えられる。1920年、東京に留学していた台湾人留学生が「新民会」を組織し、『台湾青年』を発行して民族運動を開始した。1921年には、林獻堂ら有力者の

支援を得て、台湾人知識人が台北で台湾文化協会を設立し、本格的に文化啓蒙活動を展開した。台湾文化協会は、各地で通俗講演会を開催し、1925年には台湾全土で青年層に対して大きな影響力を持つようになっていた⁽²⁴⁾。

これに対して、総督府は大正15（1926）年文教局を設置し、青年に対する教化政策を転換した⁽²⁵⁾。ただし、総督府は、この時期はまだ全島を統一する組織は作らず、各州に扱いを任せていたため、州によって活動の盛り上がりには差があった。そのなかで、台北州はいち早く訓令を出して州下の同風会を統合しており、教化団体における青年を対象とした活動が特に盛んであったと言える。

（4）鶯歌庄同風会の各部会の活動

台北州訓令18号の発布を受けて、鶯歌庄は1925年9月3日、分会を廃止して「鶯歌庄同風会」を発足させた。改組時の部会と活動は表1の通りである。

1925年に制定された「海山郡鶯歌庄同風会会則⁽²⁶⁾」によると、同風会は「本庄住民」、戸主会は「会区域内居住の満26歳以上の男子」、主婦会は「同、満21歳以上の婦人」、青年会は「同、満12歳以上25歳以下の青年男子」、処女会は「同、満12歳以上20歳以下の女子」を会員資格とする。ただし、青年会、処女会は「現に在学中の者」は除かれる。つまり、公学校卒業後、上級の学校に進学した者は対象外であり、青年会、処女会が公学校卒業生および未就学の青少年に対する社会教育に目的があったことがわかる。国語練習会は、戸主会、主婦会の実施行事にも含まれているが、実際には青年会と処女会で実施された。

改組時、各部会の区域は、従来通り派出所管轄区域とされていたが、昭和3（1928）年に、青年会と処女会の区域が派出所管轄から公学校通学区域へ変更されたため、当時公学校がなかった大湖の青年会と処女会は、鶯

表 1 大正 14 (1925) 年組織変更後の鶯歌庄同風会一覧

部会名	設立年月日	事務所位置	改組時会員数	行事概要	
戸主会	樹林	1914. 11. 29	鶯歌庄役場	1,210 人	1. 月例会, 2. 勤儉貯金, 3. 国語練習会, 4. 生活改善申合せ及び実行, 5. 社会奉仕, 6. 講話会, 7. 各種講習会, 8. 豚舎改良, 9. 米種改良, 10. 時間励行, 11. 農事視察
	山子脚	1916. 10. 21	山子脚保甲連合事務所	553 人	
	柑園	1916. 10. 23	柑園保甲連合事務所	549 人	
	鶯歌	1916. 10. 27	鶯歌保甲連合事務所	1,394 人	
	大湖	同	大湖保甲連合事務所	472 人	
主婦会	樹林	1918. 12. 23	鶯歌庄役場	1,350 人	1. 月例会, 2. 国語練習会, 3. 生活改善申合せ及び実行, 4. 公共慈善, 5. 講話会, 6. 各種講習会, 7. 養豚奨励, 8. 家庭改善, 9. 家庭工業の奨励・力行
	山子脚	1928. 12. 25	山子脚保甲連合事務所	557 人	
	柑園	1919. 2. 18	柑園保甲連合事務所	639 人	
	鶯歌	同	鶯歌保甲連合事務所	1,644 人	
	大湖	1919. 2. 25	大湖保甲連合事務所	468 人	
青年会	樹林	1925. 10. 30	樹林公学校	1,818 人	1. 修養講話会, 2. 国語練習会, 3. 生活改善申合せ及び実行, 4. 社会奉仕, 5. 各種講習会, 6. 登山遠足・運動会, 7. 敬老会, 8. 音楽会, 9. 例会, 10. 補習教育 (柑園は他に共同耕作会あり)
	山子脚	同	山子脚分教場	301 人	
	柑園	同	柑園公学校	429 人	
	鶯歌	同	鶯歌公学校	947 人	
	大湖	同	大湖保甲連合事務所	218 人	
処女会	樹林	同	樹林公学校	1,439 人	1. 修養講話会, 2. 各種講習会, 3. 国語練習会, 4. 敬老会, 5. 公共慈善, 6. 補習教育
	山子脚	同	山子脚分教場	222 人	
	柑園	同	柑園公学校	215 人	
	鶯歌	同	鶯歌公学校	585 人	
	大湖	同	大湖保甲連合事務所	212 人	

(出所) 鶯歌庄文書 [11-0002] 「鶯歌庄同風会概要」大正 15 (1926) 年より筆者作成。

歌に統合された。それと同時に、会員資格は、年齢による区分に加えて、「特別会員」と「普通会员」に分けられた。「特別会員」は、戸主会と主婦会については「地方中堅人物」とし、青年会と処女会については、「公学校卒業生及び同等以上の学力を有する者の有志者」とされた⁽²⁷⁾。青年会と処女会の特別会員は50名前後と少数精鋭で、彼らは庄の幹部候補として養成されたものと見なされる。

(5) 同風会の廃止と教化連合会への改組

1930年代に入ると、日本が戦時体制に進むなか、台湾人に対する教化政策は、より徹底したものとなっていった。前述の通り、台北州が昭和5(1930)年「国語講習所要項及簡易国語講習所要項」を公布し、国語講習所を統一性のある公的施設としたのに続いて、総督府は昭和6(1931)年、国語講習所を正式に国語教育施設として確定し、公立の特殊教育施設と位置付けた。

これらの国語普及事業に対する動きと呼応するかのようになり、1930年代初め、総督府は青年団体に対する標準化に着手し、昭和5年9月に台湾青年団訓令(府令72号)を發布した。これは、総督府による初の青年団体に関する規定で、それまで各州に一任されていた青年に対する教化内容が初めて標準化された⁽²⁸⁾。これを受けて、台北州は昭和6(1931)年12月、訓令26号を發布し、州下の同風会の解散と教化連合会の設置を決定した⁽²⁹⁾。

台北州の決定に基づき、鶯歌庄は昭和7(1932)年2月9日、庄同風会を解散して教化連合会を発足させた。従来の各部会のうち、戸主会、主婦会は廃止され、青年会、処女会は同年1月末から2月初めにかけて、それぞれ青年団、女子青年団に改編された⁽³⁰⁾。

以上で見たように、鶯歌庄の教化団体は台北州および総督府の方針転換に従って改編され、それにともない国語普及事業の内容も変化した。次節では、鶯歌庄文書に基づき、1920年代から1930年代初めにかけて鶯歌庄

同風会が実施した国語練習会の運営実態を通して、国語普及事業の変遷を見ていきたい。

4. 鶯歌庄における国語普及事業

(1) 国語練習会と国語補習教育

台北州が大正 14 (1925) 年に同風会を改組する以前も、鶯歌庄では同風会の主要活動の一つとして、樹林、山子脚、鶯歌、柑園、大湖の 5 つの分会で国語練習会が実施されていた。

例えば、大正 10 (1921) 年度の実施状況を見ると、会期と人数は異なるが、各分会とも男女に分けて 2~3 か月、週 3 回 2 時間ずつ授業が行われた。実施期間が長かったのは大湖 (3 ヶ月) と柑園 (2 か月ずつ 2 回実施) で、この 2 つの分会は国語普及事業に熱心であったようだ。受講者の年齢は 10 歳から 30 歳までと幅広く、講師は公学校の教師が務めることが多かった。出席率は全体で男子が 7 割、女子が 5 割程度で、女子については、修了時の合格率も振るわなかった⁽³¹⁾。それでも、同風会の附属事業として国語練習会は重視されており、大正 11 (1922) 年には、修了式を兼ねて各分会から 5 組ずつ代表を選び「国語演習会⁽³²⁾」が開催されている⁽³³⁾。

台北州は 1925 年の同風会改組にともない、各街庄の同風会が実施する国語練習会および国語補習教育について、それぞれ細則準則を定めた。大正 15 (1926) 年 9 月 23 日に開催された海山郡連合同風会総会において、会長 (郡守) は、「国語普及は本郡同風会事業中最も重要な事項」として、各庄同風会が同準則に基づき、独自の細則を定めて目標達成に努力するよう指示した⁽³⁴⁾。鶯歌庄同風会が独自の細則準則を定めたのは 2 年後の昭和 3 (1928) 年 4 月で、「鶯歌庄同風会国語練習会細則準則」第 2 条によると、会の目的は「同風会綱領の趣旨を体し国語の普及錬磨を図る」ことであった。また、会員の国語習熟の程度によって「甲種：公学校 4 年

程度の国語力，乙種：公学校2年程度の国語力，丙種：全く国語力なきもの」の3つに分け（第3条），「毎年1回以上毎回30日以上毎週6時間以上」（第4条）開催するとされた⁽³⁵⁾。しかし後述するように，実際の運営ではこの細則の規定はかならずしも守られてはいなかった。

国語練習会に加えて，公学校卒業程度の学力を持つ者を対象に，同風会所属の青年会と処女会が主催する「国語補習夜学会」も実施された。「鶯歌庄同風会国語補習教育細則準則」によると，教授科目は，青年会は修身，国語，数学及職業に関する科目，処女会は修身，国語，数学，家事，裁縫及職業に関する科目とされており，国語だけでなく，実社会に役立つ職業教育にも重点が置かれ，地域における青少年の育成が図られたことがわかる。

(2) 国語練習会の運営実態

大正14（1925）年の鶯歌庄同風会の行事予定を見ると，国語練習会は，各青年会と処女会において年1回2カ月，週3回2時間ずつ（青年会は夜間，処女会は昼間）開催されることになっている。予算は合計100円で，庄費から同風会への補助金が充てられた⁽³⁶⁾。

では実際の実施状況はどうだったのか。昭和2（1927）年1月，鶯歌庄は海山郡連合同風会の照会に対して，大正14年の実績について回答したが，国語練習会が実施されたのは樹林青年会，大湖青年会および処女会，柑園青年会および処女会の5カ所だけだった⁽³⁷⁾。修了者は計144名だったが，予定の半分しか実施されておらず，国語普及事業が計画通りに進んでいなかったことがわかる。

1927年6月，台北州連合同風会は，国語普及事業の挺入れのため毎月26日を「国語の日（国語デー）」とすると発表した。以下に示す会長の吉岡荒造（州知事）による趣意書から，国語普及をめぐる当時の状況が窺える。

改隸以後における本島教育は明治 28 年 7 月 26 日芝山巖において国語教授を開始したるを濫觴とします。(中略) 本州同風会においては夙に茲に着眼し国語の錬磨を本会の綱領とし之が成績向上に努めて居るのであります。然しながら最近調査に依るに国語を話し得る者が州下本島人総人口(男 381,542, 女 353,032 計 734,574) に対し男 15.89%, 女 4.97%, 平均 10.64%に過ぎない現況であります。斯くの如き緩慢なる進歩を以て果たして満足し得られましようか。本会が古くして尚且新しき事業として国語の日を設定し州下あまねく国語普及に一層の努力をいたそうという所以は実に茲に存するのであります。国語の日は本島国語教育創始の日に因み毎月 26 日とし当日は学校、官公署、各団体において特に国語普及に関する施設をせられたいのであります。本会においては昭和 2 年 6 月 26 日を以て第一回国語の日といたします⁽³⁸⁾。

しかし、国語の日の設定によっても、台北州の国語普及は期待したようには進まなかった。昭和 3 (1928) 年 8 月、海山郡連合同風会総会において、郡守から国語普及に関して以下のような指示事項が伝えられている⁽³⁹⁾。

国語の普及錬磨は実に本島教育の根源にして社会教育の振興上、亦決して等閑に附すべからざる事項に属するものなることは今さら茲に贅言を要せざる処なり。(中略) 本部に於いても年々継続的に国語練習会等を開催し相当優良なる成績を挙げ来れども未だ所期の実績を見るに至らず。前年度に於ける本郡就学歩合は尚 37%に達せず国語を解する者人口百人に対し男 20.43, 女 7.53, 計僅かに 14.20 を示せるのみにして、未だ前途は誠に遼遠の感あり。

而して近年に於ける一般状況を観るに国語普及に関する事業は稍稍等閑に附せられつつあるの感なきにあらず。即ち前年度の状況を観る

ときは開会数6, 修了者僅かに240人を得たるのみにして誠に心細き感あり。本会に於ては此の点に関し前年度の本会議に於ても特に指示せる処なるが今また茲に更に重ねて各位御留意促す次第なり。

昭和4(1929)年度の海山郡連合同風会総会においても、郡守は「殊に仕事そのものに対する熱量不足のため第一要諦たる国語の普及不十分なるを認む」と、各庄の国語普及に対する努力不足を指摘した。さらに、処女会について「有名無実」であるとして、各庄に対策を求めた。これに対し、板橋庄は「国語普及は種々なる原因により近来は全く或る地方に限って居る状況で誠に残念である」と事業が停滞していることを認め、鶯歌庄は「処女会に対する国語練習会開催の傍ら技芸を授け、自然的国語の使用を促し一面において家庭手芸を会得せしむる為、年1回以上開催する」と答えた⁽⁴⁰⁾。国語(日本語)を教えるだけでは、会員を集めることが難しい状況にあったことが窺える。

国語普及事業が「稍稍等閑に附せられつつ」あったのは、海山郡だけではなく、台北州全体が同様の傾向にあった。表2は昭和3(1928)年度の同州の国語練習会の実施状況である。予定回数197回に対して、実際の開

表2 台北州の国語練習会実施状況(1928年)

郡市名	台北市	基隆市	七星郡	淡水郡	基隆郡	宜蘭郡	文山郡	海山郡	新莊郡	蘇澳郡	羅東郡	計
予定開催回数(回)	2	9	26	12	20	25	13	22	14	21	33	197
実施回数(回)	2	8	18	9	8	16	11	9	5	9	17	112
修了者・男(人)	42	105	354	232	210	331	198	277	90	122	316	2,277
修了者・女(人)	34	114	22	—	26	90	76	84	—	47	26	519
計(人)	76	219	376	232	236	421	274	361	90	169	342	2,796
講師数(人)	6	20	28	15	13	32	18	25	10	18	30	215
経費												6,270円

(出所) 鶯歌庄文書[14-22]「昭和3年国語練習会状況調の件」(1929年5月29日)より筆者作成。

催は112回で6割に満たない。州や郡当局の叱咤激励にもかかわらず、海山郡を含め実施回数が予定の半分に達しない郡も多い。これについて、海山郡庶務課長は、「甚だ遺憾」として、各庄長に対し、「昭和4年度はなるべく予定通り実施するよう」注意した⁽⁴¹⁾。また、昭和3年度の国語練習会の修了者は計2,796人（男2,277人、女519人）で男子が8割以上を占め、前述の海山郡守の指摘の通り、女子を対象とした処女会の活動が少なかったことがわかる。海山郡は実施回数が少ない一方、修了者は男女合わせて361人で、州内では宜蘭郡、七星郡に次いで多かった。

国語練習会は、予定の半分程度しか実施されなかったことから見ると、台北州および海山郡の監督下にある同風会に附属した事業であったにもかかわらず、実施に対してさしたる強制がなかったと推測できる。この点が総督府によって公的な教育施設と規定された国語講習所とは異なる点である。また実施状況に地域差が大きかったのは、運営に当たった青年会長や講師の熱意に左右されたためであろう。

(3) 柑園国語練習会

鶯歌庄同風会の中で、特に国語普及事業に力を入れていたと考えられるのが柑園である。台北州では毎年、国語普及事業の一環として国語普及功労者を表彰しており、昭和4（1929）年度、鶯歌庄からは柑園国語練習会の講師である林水来と林茂献の2人が選ばれた⁽⁴²⁾。

彼らはともに柑園公学校の訓導で、大正11（1922）年から国語練習会の講師を兼任し、林水来は男子（青年会）、林茂献は女子（処女会）を担当していた。鶯歌庄が郡に提出した「国語功労者実績調査」によると、林水来は明治24（1891）年生まれで、1911年から柑園公学校に勤務し、1925年に正教員免許を取得し訓導になった。林茂献は明治30（1897）年生まれで、1918年に国語学校卒業後、柑園公学校の訓導になり1937年に転任するまで務めた。両者とも公学校勤務の傍ら、国語練習会の講師をし

ていたが、謝礼等は支払われず無償奉仕であったようだ。林茂献は柑園青年会の会長も務め、地域における国語普及に熱意を持って取り組んでいたものと思われる。2人は柑園国語練習会が始まった大正11(1922)年から講師を務めていた。同年から昭和3(1928)年までの実績は、男子会員は計208人(1回平均23.1人)、期間は1回平均23日(1日2時間で46時間)で、出席率は回によって差が大きいが平均76.5%だった。また女子会員は計200人(1回平均22.2人)、日数は男子と同じ平均23日、出席率は75.4%で、男女に差はほとんどなかった⁽⁴³⁾。

柑園は市街地を含む鶯歌地区や樹林地区とは異なり、純粋な農村地帯で、柑園公学校は1920年まで樹林公学校の分教場であった。昭和元(1926)年の通学区域内の戸数は414戸、人口は3,136人(男1,661人、女1,475人)で、大正11年から昭和元年(1922~1926年)の公学校卒業生の進路は、男子は134人中、83人が農業、25人が日雇い、女子は46人中40人が家事手伝いだった。また高等科に進学したのは男子15人で、その他の上級学校進学は、男子10人、女子4人となっている⁽⁴⁴⁾。

柑園青年会と処女会の国語練習会は、実施時期は年によって5月、6月、9月、10月、12月と様々だったが12月が一番多く、基本的に年2回農閑期の2か月間、夜間(男子)か昼間(女子)に1回2時間ずつ開催された。

例えば、昭和3(1928)年の柑園青年会の第1回国語練習会は以下のよう
に実施された⁽⁴⁵⁾。会員は、青年会員38人と戸主会員2人の40人で、年齢は青年会員が13歳から22歳(平均16.6歳)、戸主会員が27歳と34歳で、全体の平均は19.3歳であった。会期は5月10日から6月23日までだが実施日数は20日間である。週4日(月・火・木・金)の午後7時半から9時半まで開かれ、出席率は89%で全員が修了した。そのうち皆勤賞が11人、精勤賞が4人いた。運営経費は15円で、教科書は台湾教育会編纂の『国語教本』と『国語捷径』が無償給与された。会員の国語習熟度によって教科書が異なり、前者を27人、後者を13人が使用した。

報告をまとめた青年会長で講師の林茂猷は、所感において「本会期中は割合に農閑なれど夜間短く雨量多し。又蚊の襲来多けれども講師の御熱誠及当局の御奨励御指導並に全員の自覚に依り、前記の出席状況等を納め得られたるは痛快の至りなり」と達成感を示している。

同年の第2回国語練習会は、10月1日から11月3日まで22日間実施された⁽⁴⁶⁾。会員は12歳から22歳までの32人（平均15.96歳）で、出席率は87.5%だった。会員の大部分は第1回の会員であり、「普通のことを会話し聴取しえる者」がかなりいたという。年2回開催していて継続受講者が多かったことが日本語の習得につながっていたと言えるだろう。

また、この年にかぎらず、会員は「家計困難」で、「農家や人に雇われた者」が多いと報告されており、経済的に公学校に通えない層が受講していたことがわかる。当時の台湾社会では、国語すなわち日本語が社会的階層の上昇のために必要との認識が生まれており、国語練習会の会員もこれを動機に参加していたと考えられる。

なお、柑園国語練習会で使用された『国語捷徑』と『国語教本』は台湾教育会から国語普及施設用に出版された教科書である⁽⁴⁷⁾。『国語捷徑』は、国語学校助教授の宇井英と劉克明が執筆した日本語の速成会話教科書で、大正4（1915）年の初版から大正8（1919）年までに14版を重ね、台湾各地の国語練習会や補習夜学会などで使用された。台湾語の訳が逐一付けられていて、日本人の台湾語テキストとしても利用され、毎年5,000から1万部発行される人気であった。『国語教本』は大正13（1924）年に社会教育用の日本語教科書として出版された。3カ月で初歩の日本語を理解することができる実用向きの日本語入門書であった⁽⁴⁸⁾。

5. 1930年代初めの状況

(1) 国語練習会から国語講習所へ

前述の通り、台北州は昭和5（1930）年に「国語講習所要項及簡易国語講習所要項」を公布し、国語講習所を統一性のある公的施設とした。しかし、各街庄で実施されていた国語練習会がただちに国語講習所に改編されたわけではなかった。鶯歌庄に国語講習所が設置されたのは昭和7（1932）年度のこと、昭和5年度から6年度は、同風会の事業であった国語練習会から国語講習所制度に移行する過渡期であったと言える。

昭和5年度の台北州の同風会行事状況調べによると、国語練習会は州全体で153回開催されていたが、海山郡では18回、鶯歌庄では1回しか実施されていない⁽⁴⁹⁾。その一方で、昭和6（1931）年度海山郡連合同風会行事には、「国語練習会指導者の養成のための講習」と「国語練習会の奨励」が予定に含まれている⁽⁵⁰⁾。また、青年会長および処女会長の打合せにおいても、国語練習会の実施が取り上げられていた⁽⁵¹⁾。

台北州は昭和7（1932）年初め、それまで同風会に所属していた青年会と処女会を青年団および女子青年団に改編し、同年4月に同風会を正式に解散して教化連合会を発足させた。国語講習所の設立と運営は新たに発足した青年団と女子青年団の事業となった。翌5月、台北州の庶務課長が、従来の国語練習会を簡易国語講習所に昇格するとともに、簡易国語講習所が設置されていない学区については同年末までに設置基準に基づき開設するよう各街庄長に通達した⁽⁵²⁾。簡易国語講習所は年間60日開講されるとされており、年に20数日しか実施されないことの多かった国語練習会の倍以上の授業日数だった。

同年、鶯歌庄に樹林、山子脚、柑園、鶯歌の4カ所の国語講習所が開設された。柑園では同風会時代の青年会長であった林茂猷が青年団団長に就

任し、元国語練習会講師で公学校訓導の林水来とともに国語練習会を簡易国語講習所に昇格させた⁽⁵³⁾。柑園の例のように、国語講習所や簡易国語講習所の講師は、国語練習会と同様、主に公学校の教師が兼任した。つまり1930年代の初めには、1920年代に国語練習会に関わった人々が国語講習所や簡易国語講習所の運営に参加していたということになる。

その後、鶯歌庄の国語講習所および簡易国語講習所は増加を続け、皇民化運動が開始された1937年9月時点で、国語講習所は公立私立合わせて34カ所あった⁽⁵⁴⁾。

(2) 義務教育の施行に対する建議

1920年代の国語練習会にせよ、1930年代からの国語講習所にせよ、日本統治期の台湾における国語普及事業の背景には、台湾人に対する義務教育の未施行を補おうとの総督府の意図があった。一方で、1920年代から義務教育実施に対する台湾人の要望は高まっていた。国語講習所制度が始まった時期にも、鶯歌庄は以下のような義務教育問題をめぐる意見を表明していた。

昭和6（1931）年12月8日に開催された街庄長会議において、海山郡より「自治訓練上必要と思わるる施設如何」との聴取事項が示された。これに対して、鶯歌庄長の陳阿玉は、「教育普及徹底を期すこと」が必要として、「公学校4年間の義務教育の施行と不就学者に対する1年間の継続的な夜間教育の実施」を提言した⁽⁵⁵⁾。

同月19日に開催された「第39回街庄事務研究会」においても、鶯歌庄は以下のように具体的な数字を挙げて義務教育施行に関する議題を提出した⁽⁵⁶⁾。

昭和6年度全島7市259街庄の総計予算19,468,561円のうち、教育費は実に4,105,611円を占めている。即ち2割強であって、他の費目に比較して最も多いのである。台北州下においても亦然りである。即

ち各市街庄は皆教育費を最も多く使っている様子である。是即ち各市街庄共教育費を最も重要視している理である。然るに全島の就学歩合は男 48.52, 女 15.99 計 32.64 のみである。即ち 100 人中 67 人は不就学であつて仮令夜学なり国語普及会に行つて居るものがあつても約半分は国民として話すべき国語を解さない。海山郡下においても男 51.88, 女 22.66 である。

是に於いて吾人は義務教育を施行して頂き山に不学の女なく、浜に不学の男なきを期したい。では如何になすべきかというに我が庄において調査したところでは大正 6 年 4 月 1 日より昭和 6 年 3 月末日までの出生児童数 8,865 人 (14 年間), 平均年 633 人となる。多少死亡するを以て学齢児童までには平均 543 人である。全部就学するとして約 10 学級になる。4 カ年の義務教育として我が庄では 40 学級あれば足りることになる。而して 4 年卒業せるものには高等科に収容するとして年 3 学級あれば足りる (3 割に見積もつて)。高等科も 4 カ年として 12 学級, 普通科, 高等科合計 52 学級となる。

現在の公学校 40 学級書房 2 学級計 42 学級に比較すれば僅か 10 学級の増加に過ぎないのであるから、大して困難ではないと思われる。申すまでもなく高等科は随意に入学せしむるものなれば、或いは 3, 4 年には学級数が減少するものと考えられる。如斯状態なれば国語は普及し民度も高くなり青年会、処女会も自然と卒業生を以て組織するを以て社会教育も向上し国民として次第と恥ざる国民生活が出来ると思う。

当時の台湾において義務教育が実施されなかつた理由の一つとして経費不足があつたが、以上のように、鶯歌庄は根拠となる数字を示して実現可能性を示し、「就学率のもっとよい板橋街はなお容易に実行できるし、三峡庄にしても土城庄にしてもできるだろう」として、郡内の他街庄に 4 年

制義務教育施行を関係筋に建議することへの賛同を求めた。しかし、この議題は当日「撤回」された。撤回の理由は記録されていないが、当時総督府はすでに国語講習所の制度化を決定し、義務教育の実施ではなく、国語講習所という社会教育施設によって国語普及を進める方針を固めていた。研究会を監督する海山郡としては、こうした議題を認めるわけにはいかなかったのだろう。

(3) 海山郡における国語普及率の推移

では、1920年代における国語普及事業は、本当に成果を上げなかったのだろうか。表3は、海山郡における大正9(1920)年、昭和5(1930)年、昭和11(1936)年の国語普及率である。郡全体で見ると、街庄制が始まった1920年に3.1%だった国語普及率は、1930年には約16%と大きく伸び、国語講習所制度が始まった後の1936年には34%に倍増している。また、1920年の海山郡の普及率は台北州全体(3.6%)より低かったが、1930年と1936年はともに台北州を上回っている。鶯歌庄の国語普及率は、1920年、1930年、1936年とも海山郡全体より高く、特に1930年は台湾全体より5ポイントも高くなっている。

各街庄の1930年の国語普及率の違いは、1920代における国語普及事業の推進度を反映していると考えられる。国語普及率の推移で興味深いのは土城庄である。同庄の国語普及率は、1920年には3.5%と郡内で2番目だったが、1930年は8.27%で他庄と比べて顕著に低い。それが国語講習所制度開始後の1936年になると32%に大幅に向上し、他庄と同水準となっている。1930年の国語普及率が郡全体よりも高かった3つの街庄(板橋、鶯歌、三峡)と土城庄との違いは、1920年代の国語普及事業の進展が影響した可能性が指摘できる。3街庄のうち、板橋街(1929年に庄から昇格)は台北市に隣接する郡役所所在地で日本人住民も比較的多かった。また鶯歌庄と三峡庄はともに教育水準が高く、同風会による国語普及事業

表3 海山郡における国語普及率

(単位：%)

年 度	街庄名	板橋街	鶯歌庄	三峡庄	中和庄	土城庄	海山郡計	台北州計	台湾全体
大正9年 (1920)	男	7.8	5.8	5.1	3.4	6	5.3	5.9	4.93
	女	1.1	0.9	0.8	0.3	1	0.8	1.1	0.66
	計	4.5	3.4	3	1.9	3.5	3.1	3.6	2.86
	順位*	4位	11位	13位	21位	10位	3位	—	—
昭和5年 (1930)	男	30.18	25.66	24.04	16.09	12.68	22.84	22.67	19.35
	女	9.00	9.65	9.92	10.73	3.45	8.66	7.67	5.14
	計	19.68	17.42	17.21	13.51	8.27	15.96	15.41	12.36
	順位*	5位	8位	9位	16位	34位	3位	—	—
昭和11年 (1936)	男	43.47	45.29	44.75	36.71	37.91	42.44	41.23	—
	女	22.32	24.71	33.11	23.97	25.47	25.76	22.59	—
	計	33.00	35.26	38.14	30.64	31.98	34.34	32.18	—
	順位*	18位	11位	6位	23位	19位	1位	—	—

*「順位」は、台北州内の41の市街庄、または11郡市のなかの順位。

(出所) 鶯歌庄文書 [12-27]「国語を解する本島人調査表」(1927年6月)、藤森(2016) p.27, p.176より筆者作成。

も盛んであったことから、1920年代を通して国語普及率が上昇したと考えられる⁽⁵⁷⁾。

6. おわりに

日本統治期の台湾における社会教育施設として、1930年代以降に設置された国語講習所が「国語(日本語)」の普及に果たした役割は先行研究でも指摘されているが、それに先立つ1920年代における国語練習会等の国語普及事業は、期待されたような効果がなかったとされ、半ば等閑視されてきた。これに対して、本稿は台北州海山郡鶯歌庄で作成された地方行

政文書「鶯歌庄文書」を用いて国語練習会の運営実態等から1920年代における国語普及事業の影響を考察した。

台北州における国語普及事業は、教化団体である同風会を通して実施され、同風会の下部組織である青年会と処女会が国語練習会を運営した。台北州や海山郡がくりかえし注意を促したにも関わらず、国語練習会は予定通り実施されないことが多かったが、運営者の熱意によって効果を上げていた練習会もあった。その結果として、1930年の鶯歌庄の国語普及率は17.42%で台湾全体より5ポイントも高く、国語練習会が1920年代を通して国語普及率の上昇につながったことが示唆された。また、国語練習会の運営は簡易国語講習所に引き継がれており、国語講習所制度につながる地域社会の実践として、日本統治期の台湾の日本語普及に一定の貢献をしたことが認められる。

日本統治時代の台湾の教育に関する研究は、従来公学校をめぐる議論が中心で、国語講習所をはじめとする社会教育に関しては本格的な研究が始まったばかりである。今後の課題として、日本語教育史のさらなる充実のために、「鶯歌庄文書」のような地方文書を積極的に活用し、さまざまな視点からの研究を蓄積していくことが必要なのではないだろうか。

《注》

- (1) 本稿の「台湾人」は福建省や広東省から台湾に移住した漢民族とその子孫を指し、原住民（先住民）は考察の対象としない。また原資料では、台湾人を「本島人」、日本人を「内地人」とする場合があるが、本稿では固有名詞と引用以外は、それぞれ「台湾人」「日本人」とする。
- (2) 王（2012）pp.4-5
- (3) 「国語普及率」は、日本統治期に実施された「国語を解する本島人調査」等で示された、「総人口に対する国語を解する者」の百分比を指す。なお「国語を解する」程度は、「国語を以て日常普通の用務を弁じ得る者なることを要す」とされる（鶯歌庄文書 [12-27]「国語を解する本島人調査表」1927年6月）。

- (4) 藤森 (2016) pp. 18, 27
- (5) 藤森 (2016) p. 12
- (6) 藤森 (2016) p. 55
- (7) 藤森 (2016) pp. 38-41, 171-172
- (8) 鶯歌庄文書は現在、新北市立図書館が所蔵する。2016~2019年度、国立台北大学海山学研究センターを中心に同文書研究プロジェクトが実施され、筆者もこれに参加した。
- (9) 台北州、新竹州、台中州、台南州、高雄州の五州と台東庁、花蓮港庁の二庁。大正15(1926)年に澎湖庁が高雄州から独立し、「五州三庁」となった [台湾総督府編 1973: 10]。
- (10) 藤森 (2016) pp. 35-36
- (11) 台湾教育会編 (1982) pp. 324, 356
- (12) 駒込 (1996) p. 152
- (13) 台湾教育会編 (1982) p. 1019
- (14) 台湾教育会編 (1982) p. 1051
- (15) 台湾教育会編 (1982) pp. 1053-1054
- (16) 鶯歌庄文書 [29-37]「庄治概況」(昭和元年)。以下、鶯歌庄文書からの引用は、同様に [簿冊番号-文書番号] で示す。
- (17) 海山郡役所編 (1933) p. 90
- (18) 大園編 (1935) p. 104
- (19) 台湾教育会編 (1982) pp. 1018-1019
- (20) 玉置 (2017) pp. 8-9
- (21) 例えば、昭和3(1928)年の収支は、収入が庄補助金 1,170円、前年度繰越金 178.76円、雑収入 11.9円の計 1,360.66円、支出が事務費 351.17円、事業費 446.11円、部会費 238円、予備費 170.42円の計 1,205.70円で、残高が 325.38円と記録されている(鶯歌庄文書 [34-1]「引継書」1929年1月12日)。
- (22) 玉置 (2017) p. 13
- (23) 宮崎 (2003) p. 172。なお、現代仮名遣いに合わせて原文のカタカナ書きはひらがなに変え、句読点や字体も書き改めた。以下の原文の引用も同様である。
- (24) 宮崎 (2008) p. 75
- (25) 台湾教育会編 (1982) p. 1056
- (26) 鶯歌庄文書 [11-2]「鶯歌庄同風会概要」(1926年)
- (27) 鶯歌庄文書 [34-48]「経営指導案」(1929年)
- (28) 宮崎 (2008) p. 132

- (29) 宮崎 (2008) p. 137
- (30) 鶯歌庄文書 [111-9] 「鶯歌庄教化連合会設立報告」(1932年3月9日)
- (31) 鶯歌庄文書 [8-28] 「国語普及会開会に対する報告」(1922年9月27日)
- (32) 国語演習会は、日本語の普及奨励を目的として行われた発表会で、街庄だけでなく各行政レベルで実施された。台湾教育会が主催する「全島国語演習会」は大正3(1914)年の第1回から毎年1回、100人以上が出演して主要都市で開催された。出演者は公学校生徒、国語練習会、国語講習所、男女青年団など、幅広く各州庁より選抜された [呉2016: 279]。
- (33) 鶯歌庄文書 [8-25] 「同風会附属国語演習会開催の件」(1922年9月23日)
- (34) 鶯歌庄文書 [11-32] 「大正15年度海山郡連合同風会総会開催の件」(1926年9月20日)
- (35) 鶯歌庄文書 [13-28] 「鶯歌庄同風会国語練習会及同国語補習夜学会準則細則制定に関する件」(1928年4月12日)
- (36) 鶯歌庄文書 [10-47] 「鶯歌庄同風会大正14年度行事予定案」(1925年9月3日)
- (37) 鶯歌庄文書 [12-2] 「国語普及会状況調の件」(1927年1月15日)
- (38) 鶯歌庄文書 [12-27] 「国語を解する本島人調査表」(1927年6月)
- (39) 鶯歌庄文書 [13-109] 「昭和3年度海山郡連合同風会総会開催の件」(1928年8月9日)
- (40) 鶯歌庄文書 [14-32] 「連合同風会総会における会長挨拶の件」(1929年5月25日)
- (41) 鶯歌庄文書 [14-22] 「国語練習会状況調の件」(1929年5月29日)
- (42) 鶯歌庄文書 [14-24] 「国語普及功労者表彰の件通知」(1929年6月15日)
- (43) 鶯歌庄文書 [14-25] 「国語普及功労者調査に関する件回答」(1929年5月8日)
- (44) 鶯歌庄文書 [66-94] 「農業補習学校新設の件」(1927年8月27日)
- (45) 鶯歌庄文書 [13-99] 「国語練習会終了報告」(1928年6月25日)
- (46) 鶯歌庄文書 [13-130] 「国語練習会終了報告」(1928年11月4日)
- (47) 藤森 (2016) p. 120
- (48) 呉 (2016) pp. 280, 282
- (49) 鶯歌庄文書 [15-26] 「昭和5年度同風会行事状況調に関する件」(1931年5月1日)
- (50) 鶯歌庄文書 [15-16] 「昭和6年度海山郡連合同風会行事」(1931年)
- (51) 鶯歌庄文書 [15-36] 「青年処女会長打合せ記録」(1931年7月16日)
- (52) 鶯歌庄文書 [111-18] 「簡易国語講習所設置に関する件」(1932年5月31日)

日)

- (53) 鶯歌庄文書 [110-24]「本年度開設せる国語講習所及簡易国語講習所奨励金に関する件」(1932年12月16日)
- (54) 鶯歌庄文書 [114-33]「国語講習所調に関する件」(1937年9月27日)
- (55) 鶯歌庄文書 [67-1]「答申書」(1931年12月8日)
- (56) 鶯歌庄文書 [67-6]「街庄長打合会開催に関する件」(1931年12月22日)。
街庄事務研究会は、海山郡の五つの街庄役場が輪番で開催し、各庄が提出した議題等について検討する会議で、街庄制発足の翌年の1921年3月に始まった。1929年までは「庄治研究会」という名称で行われた〔玉置2016a: 95〕。
- (57) 三峡庄については、藤森(2016)第5章を参照。

引用文献

- 王秋陽(2012)「日本統治前期の国語教育に関する研究」(山口大学大学院東アジア研究科博士論文)
- 大園市蔵編(1935)『台湾の中心人物』,台北:日本植民地批判社
- 海山郡役所編(1933)『海山郡管内概況』,台北:海山郡役所
- 呉宏明(2016)『日本統治下台湾の教育認識——書房・公学校を中心に』春風社
- 駒込武(1996)『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店
- 台湾教育会編(1982)『台湾教育沿革誌』(昭和14年刊の復刻版),青史社
- 台湾総督府編(1973)『台湾統治概要』(昭和20年刊の復刻版),原書房
- 玉置充子(2016a)「鶯歌庄文書から見る日本統治期台湾の地方自治」『海外事情』64(1), pp. 90-112.
- (2016b)「台北州檔案:日治時期鶯歌庄行政文書之概要與史料価値」『台湾史研究』23(1), pp. 155-188.
- (2017)「『鶯歌庄文書』から見る日本統治期台湾の地方教化団体『同風会』(1914-1932)」,『拓殖大学台湾研究』創刊号, pp. 1-27.
- 藤森智子(2016)『日本統治下台湾の「国語」普及運動——国語講習所の成立とその影響』,慶應義塾大学出版会
- 宮崎聖子(2003)「植民地時代の台湾における青年会の成立過程(1910-1926)——北部台湾A街の事例を中心に——」『日本の教育史学・教育史学会紀要』46, pp. 163-181.
- (2008)『台湾における青年団と地域の変容』お茶の水書房